

平成25年度税制改正について (中小企業・小規模事業者関係税制)

平成25年2月
中小企業庁

- 中小企業経営者の平均年齢が約60歳となっており、事業承継の円滑化は喫緊の課題。
- 事業承継税制の適用要件の見直しや手続の簡素化を通じ、制度の使い勝手の大幅な改善を図る。

現行制度概要

【平成21年度税制改正において創設】

- 後継者（先代経営者の親族に限る）が、先代経営者から相続・贈与により非上場株式を取得した場合に、その80%分（贈与は100%分）の納税を猶予。
- 相続・贈与後5年間は以下の要件を満たさないと納税猶予は打ち切り。
 - ・ 雇用の8割以上を毎年維持
 - ・ 後継者が、会社の代表者を継続
 - ・ 先代経営者が役員（有給）を退任（贈与税の場合） 等
- 5年後以降も株式を保有し事業を継続すれば、後継者死亡（又は会社倒産）時点で納税免除。

改正概要

※平成27年1月より施行（相続税改正と併せて施行）

(1) 親族外承継の対象化 ～親族に限らず適任者を後継者に

後継者は、先代経営者の親族に限定。



親族外承継を対象化。

(2) 雇用8割維持要件の緩和 ～毎年の景気変動に配慮

雇用の8割以上を「5年間毎年」維持。



雇用の8割以上を「5年間平均」で評価。

(3) 納税猶予打ち切りリスクの緩和 ～利子税負担を軽減、事業の再出発に配慮～

要件を満たせず納税猶予打ち切りの際は、納税猶予額に加え利子税の支払いが必要。



利子税率の引下げ(現行2.1%→0.9%)。
承継5年超で、5年間の利子税を免除。

相続・贈与から5年後以降は、後継者の死亡又は会社倒産により納税免除。



民事再生、会社更生、中小企業再生支援協議会での事業再生の際には、納税猶予額を再計算し、一部免除。

(4) 役員退任要件の緩和 ～先代経営者の信用力を活用～

先代経営者は、贈与時に役員を退任。



贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に。(有給役員として残留可)

(5) 事前確認制度の廃止 ～手続の簡素化～

制度利用の前に、経済産業大臣の「認定」に加えて「事前確認」を受けておく必要あり。



事前確認制度を廃止。

(6) 債務控除方式の変更 ～債務の相続があっても株式の納税猶予をフル活用できるように～

猶予税額の計算で先代経営者の個人債務・葬式費用を控除するため、猶予税額が少なく算出。



先代経営者の個人債務・葬式費用を株式以外の相続財産から控除。

2. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の創設（法人税・所得税・法人住民税・事業税）

○ 消費税率の二段階の引上げに備え、商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の活性化に資する設備投資を促進し、これらの産業の活性化を図る。

改正概要

【適用期間：2年間（平成26年度末まで）】

○ 商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等が建物附属設備（1台60万円以上）又は器具・備品（1台30万円以上）を取得した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除（注）を認める措置を創設する。

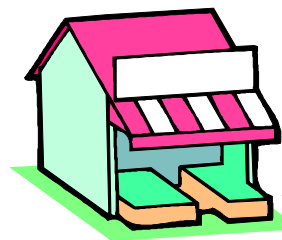
（注）税額控除の対象法人は、資本金が3,000万円以下の中小企業等に限る

【活性化に資する設備の例】

・店舗内のイメージアップ、集客力の拡大



中小商業・サービス業、農林水産業



相談

アドバイス

アドバイスを踏まえた設備投資

アドバイスをを行う機関

認定経営革新等支援機関
商工会議所
商工会
都道府県中小企業団体中央会
商店街振興組合連合会 等

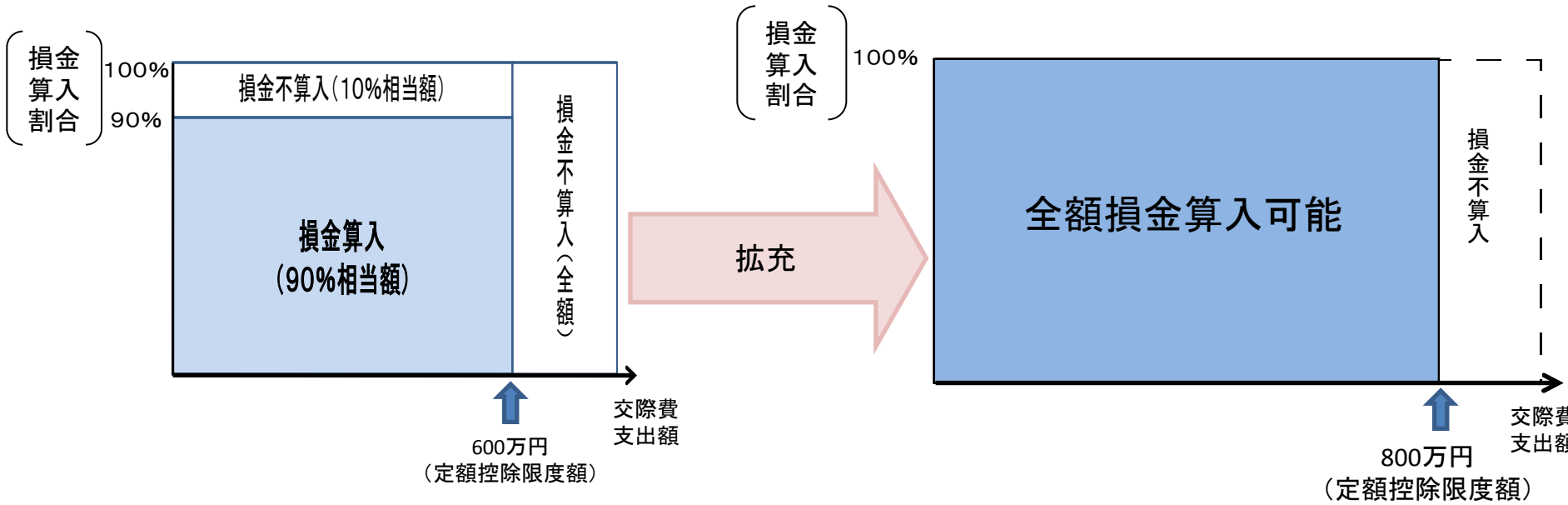
税制措置
（特別償却又は税額控除）

3. 中小法人の交際費課税の特例の拡充 (法人税、法人住民税、事業税)

○ 中小企業の交際費の支出による販売促進活動の強化等を図り、景気回復を後押しするため、中小企業(資本金1億円以下の法人)が支出する800万円以下の交際費を全額損金算入可能とする。

改正概要 【適用期間: 1年間(平成25年度末まで)】

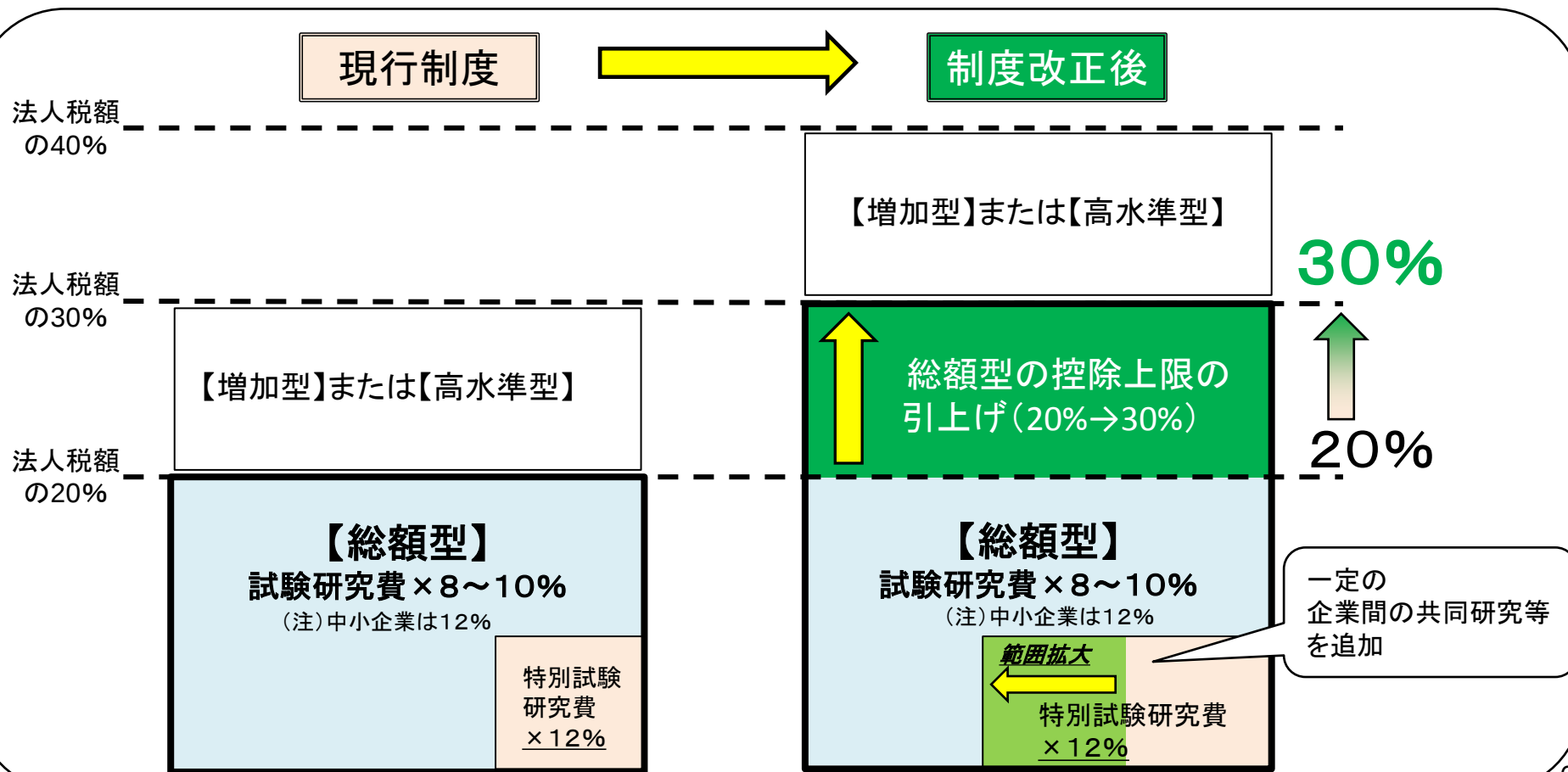
○ 中小企業が支出する800万円以下の交際費を全額損金算入可能とする。



○ 我が国の研究開発投資総額の約7割を占める民間企業の研究開発投資(約12兆円)の促進により、我が国の成長力・国際競争力を強化する。

改正概要

- 総額型の控除上限の引上げ(法人税額の20%→30%)【適用期間:2年間(平成26年度末まで)】
- 特別試験研究費(控除率12%)の範囲に、一定の企業間の共同研究等を追加。



○ 国内設備投資需要を喚起する観点から、国内設備投資を増加させた法人が新たに国内で取得等した機械・装置について、30%の特別償却又は3%の税額控除を認める。

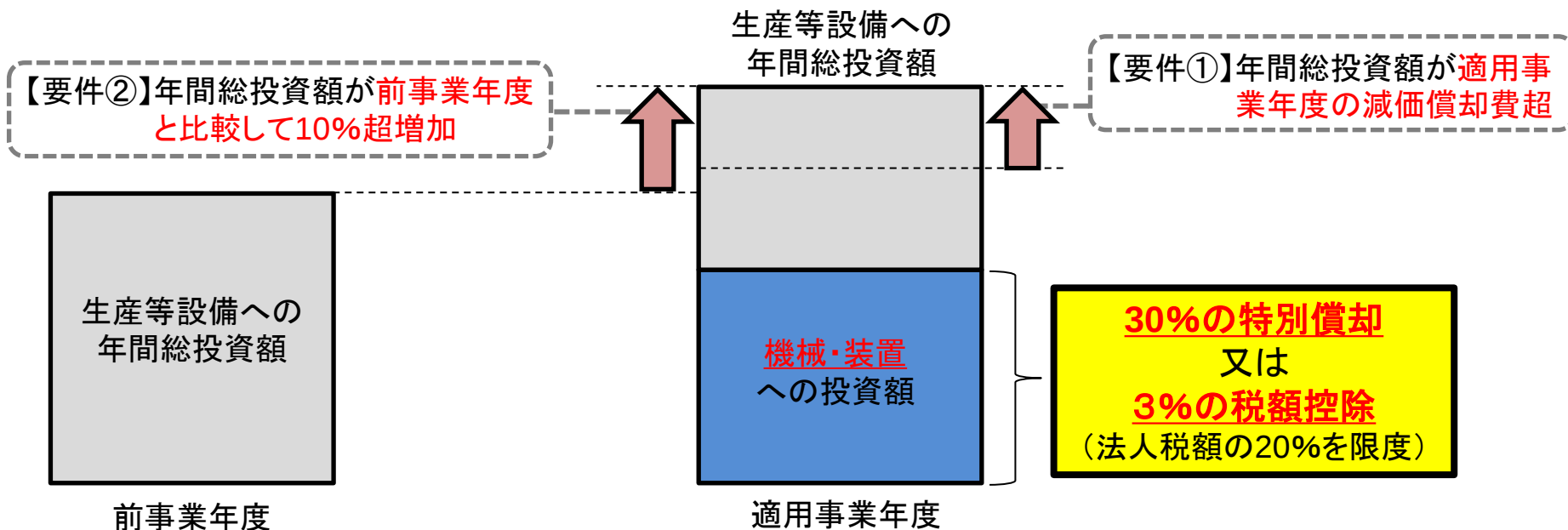
改正概要 【適用期間: 2年間(平成26年度末まで)】

○ 以下の①及び②の要件を満たした場合、新たに国内において取得等をした機械・装置について、30%の特別償却又は3%の税額控除(法人税額の20%を限度)を認める。

- ① 国内における生産等設備への年間総投資額が適用事業年度の減価償却費を超えていること、
- ② 国内における生産等設備への年間総投資額が前事業年度と比較して10%超増加していること

(注1) 生産等設備とは、その法人の事業の用に直接供される減価償却資産(無形固定資産及び生物を除く。)で構成されているものをいう。なお、本店、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設等は該当しない。

(注2) 損金経理をした金額は、前事業年度の償却超過額等を除き、特別償却準備金として積み立てた金額を含む。



- 再生可能エネルギーの最大限の導入、省エネの最大限の推進に向けて以下の税制措置を講ずる。
- ① 太陽光・風力発電設備の即時償却制度の適用期限を延長するとともに、その対象設備の範囲に、コージェネレーション設備を追加する。【適用期間:2年間(平成26年度末まで)】
 - ② 中小水力発電設備、定置用蓄電設備、省エネ設備(LED照明、高効率空調等)等を30%特別償却(中小企業は7%税額控除)の対象に追加する。【適用期間:平成27年度末まで】
- コージェネレーション設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間、課税標準となるべき価格の5/6に軽減する。【適用期間:2年間(平成26年度末まで)】

改正概要
(グリーン投資減税)

7%税額控除 (中小企業のみ) 又は 即時償却 【平成25年3月末まで】	・太陽光発電設備 (10kW以上) ・風力発電設備 (1万kW以上)
7%税額控除 (中小企業のみ) 又は 30%特別償却 【平成26年3月末まで】	・コージェネレーション設備 ・ハイブリッド建設機械 ・電気自動車 ・電気自動車用急速充電設備 等



7%税額控除 (中小企業のみ) 又は 即時償却 【平成27年3月末まで】	・太陽光発電設備 (10kW以上) ・風力発電設備 (1万kW以上) ・コージェネレーション設備
7%税額控除 (中小企業のみ) 又は 30%特別償却 【平成28年3月末まで】	・ハイブリッド建設機械 ・電気自動車 ・電気自動車用急速充電設備 ・中小水力発電設備 ・下水熱利用設備 ・定置用蓄電設備 ・LED照明 ・高効率空調 等

設備追加

【対象設備の例】



コージェネレーション設備



LED照明

7. 所得拡大促進税制の創設等 (所得税・法人税・法人住民税)

○ 個人の所得水準を底上げする観点から、給与等支給額を増加させた場合、当該支給増加額について、10%の税額控除を認める。

改正概要 【適用期間: 3年間(平成27年度末まで)】

○ 以下の①、②及び③の要件を満たした場合、国内雇用者に対する給与等支給増加額について、10%の税額控除(法人税額10%(中小企業等は20%)を限度)を認める。

- ① 給与等支給額が基準事業年度の給与等支給額と比較して5%以上増加していること、
- ② 給与等支給額が前事業年度の給与等支給額を下回らないこと、
- ③ 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を下回らないこと

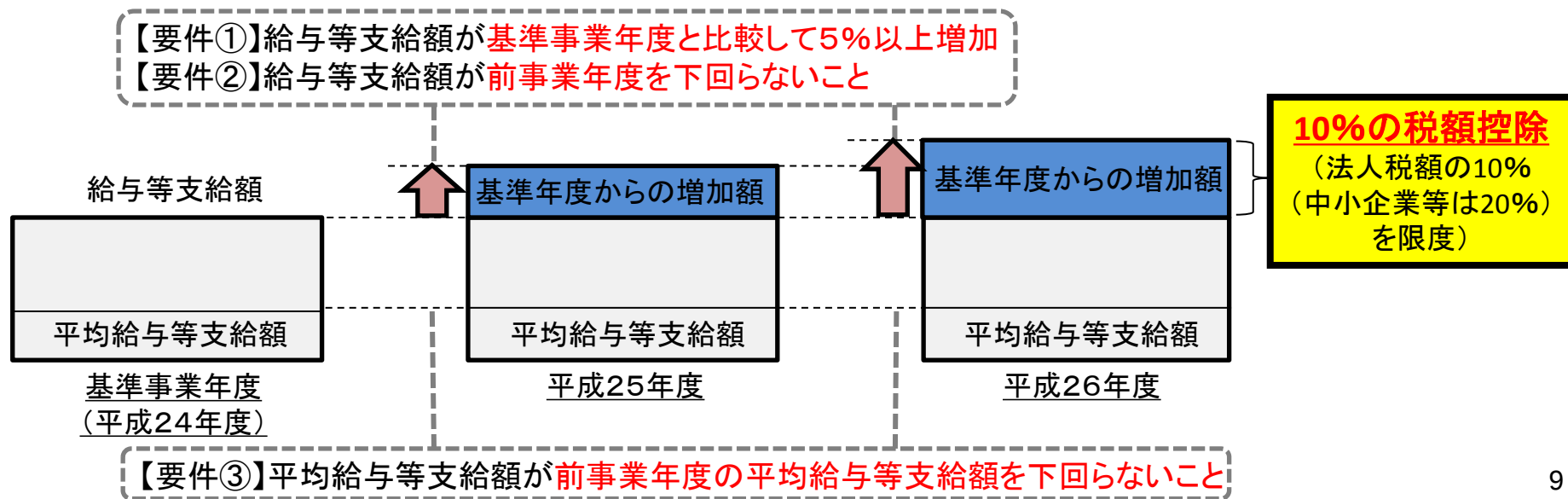
(注1) 国内雇用者とは、法人の使用人(法人の役員及びその役員の特殊関係者を除く。)のうち国内事業所に勤務する雇用者をいう。

(注2) 給与等支給額とは、各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。

(注3) 基準事業年度とは、平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度をいう。

(注4) 雇用促進税制、復興特区等に係る雇用促進税制と選択適用。

○ また、雇用促進税制に係る税額控除額を現行の増加雇用者数1人当たり20万円から40万円に引き上げるなどの措置を行う。



企業再生の円滑化を図るための企業再生税制の拡充（法人税・法人住民税・事業税）

再生企業が債権放棄を受ける場合に、再生企業の債務免除益に対する課税が再生を妨げることをないように措置されている企業再生税制の適用要件について、2以上の金融機関が出資した一定の再生ファンドによる債権放棄の場合を加える（3年間の措置）。

企業再生税制の適用の際の評価損益の計上に当たり、少額資産※の評価損益の計上を認める。

※現行では、1000万円未満（有利子負債10億円未満の場合は100万円未満）の資産の評価損益の計上は認められていない。

東日本大震災事業者再生支援機構、産業復興機構が債権放棄を行う場合の期限切れ欠損金の優先適用等 （法人税・法人住民税・事業税）

被災企業の迅速かつ円滑な再生を図るため、東日本大震災事業者再生支援機構、産業復興機構が債務免除を行った場合に、資産の評価損益の計上、期限切れ欠損金の優先適用を認める。

※現行では、東日本大震災事業者再生支援機構、産業復興機構による債務免除については、資産の評価損益の計上が認められず、期限切れ欠損金については非優先適用（青色欠損金が先に適用）とされている。

信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減(登録免許税)

中小企業の信用補完制度の利用負担を軽減するため、信用保証協会がその保証に係る担保として抵当権の設定登記等を行う際の登録免許税の軽減措置※について、適用期限を延長(2年間)する。

※担保物件	不動産、船舶	債権額×0.4% → 債権額×0.15%
	建設機械、自動車、航空機	債権額×0.3% → 債権額×0.15%
	各種財団、企業担保権	債権額×0.25% → 債権額×0.15%

火災共済協同組合及び火災共済協同組合連合会の異常危険準備金制度 (法人税・法人住民税・事業税)

異常危険準備金の早期積立てを促進するため、火災共済協同組合及び火災共済協同組合連合会の異常危険準備金の積立てに係る一定割合の損金算入を認める特例措置※について、適用期限を延長(3年間)する。

※異常危険準備金積立てに係る損金算入限度額＝その事業年度における正味収入共済掛金額×4%(特例による割合。原則は2%)

独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮施設設整備事業に係る特例措置 (登録免許税・印紙税・固定資産税・不動産取得税・都市計画税)

東日本大震災で被害を受けた地域において、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う仮施設設整備事業に係る登録免許税等の非課税措置について、適用期限を延長(1年間)する。